

ひとり親のご家庭へ、大切なお知らせ

# 低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)のご案内

ひとり親世帯の支援のため、**新たな給付金の支給**を実施します！

## 1. 支給対象者

■以下の①～③のいずれかに該当する方

- ① **令和4年4月分の児童扶養手当受給者の方**※1
- ② **公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方**※2  
(「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。)
- ③ **新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方**

※1 児童扶養手当法に定める「養育者」の方も対象となります。

※2 既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和4年4月分の児童扶養手当の支給が全額または一部停止されたと推測される方も対象となります。

## 2. 対象児童・支給額

■対象児童：18歳に達する日以後、最初の3月31日までの間にある児童（特別児童扶養手当対象児童は、20歳未満）

■支給額：児童1人当たり**5万円**

■支給手続きについては裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

\*お問い合わせは、下記までご連絡ください。

■**厚生労働省 コールセンター**

**0120-400-903** (受付時間：平日9:00～18:00)

■**淡路市 健康福祉部 子育て応援課**

**0799-64-2134** (受付時間：平日8:30～17:15)

### 3. 給付金の支給手続き

#### ■ 令和4年4月分の児童扶養手当受給者の方（表面1の①に該当する方）

- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ **6月中に**、令和4年4月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

#### 【ご注意ください】

- ※ 給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書を提出してください。
- ※ 児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、口座の登録が必要な場合は、届出書を提出してください。
- ※ 各届出書の提出期限は6月23日(木)正午です。届出書が必要な方は、淡路市役所子育て応援課までお問い合わせください。

#### ■ 上記以外の方（表面1の②又は③のいずれかに該当する方）

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに淡路市役所子育て応援課に郵送（令和5年2月28日必着）いただくか、窓口にご提出ください。  
※申請書は淡路市ホームページ又は子育て応援課・各事務所窓口にあります。
- ▶ 申請内容を確認の後、給付金の支給要件に該当する方へ、指定の口座に振り込みます。
- ▶ 申請期限：**令和5年2月28日（火）**

ひとり親世帯

#### （1）給付金の申請手続き

- ①必要書類とともに子育て応援課へ郵送又は窓口にご提出ください。

#### （2）申請内容確認後、指定口座へ振込み

- ②要件に該当する方へ、指定口座に振り込みます。

淡路市役所  
子育て応援課  
または  
各事務所窓口



「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の  
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。

このチラシが不要になりましたら、「その他紙類(雑紙)」としてリサイクルしてください。